

# ディスクロージャー誌 2020

令和1年度  
〔平成31年4月1日から令和2年3月31日まで〕

**J A 加古川南**

## 目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2～4
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（令和元年度）	5～6
5. 事業活動のトピックス（令和元年度）	7～8
6. 農業振興活動	9
7. 地域貢献情報	10～12
8. リスク管理の状況	13～17
9. 自己資本の状況	17
10. 主な事業の内容	18～26

### 【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ	27
2. 機構図	28
3. 組合員数	29
4. 組合員組織の状況	29
5. 地区一覧	29
6. 役員構成（役員一覧）	30
7. 職員数	30
8. 事務所の名称及び所在地	31
9. 特定信用事業代理業者の状況	31

### 【経営資料】

#### I 決算の状況

1. 貸借対照表	32～33
2. 損益計算書	34～35
3. 注記表	36～47
4. 剰余金処分計算書	48
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	49
6. キャッシュ・フロー計算書	50～51
7. 部門別損益計算書	52
8. 会計監査人の監査	52

#### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	53
2. 利益総括表	54
3. 資金運用収支の内訳	54
4. 受取・支払利息の増減額	55

### III 事業の概況

1. 信用事業	56～65
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済事業	66～67
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 購買事業	68
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
4. 販売事業	69
(1) 受託販売品取扱実績	
(2) 買取販売品取扱実績	
5. 保管事業	69
6. 利用事業	70

7. 宅地等供給事業	70
8. 指導事業	70
IV 経営諸指標	
1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	72～73
2. 自己資本の充実度に関する事項	74～77
3. 信用リスクに関する事項	78～80
4. 信用リスク削減手法に関する事項	81～82
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	83～84
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	84
9. 金利リスクに関する事項	85～87
法定開示項目掲載ページ一覧	88

※ 本誌内の記載金額は、標記単位（千円もしくは百万円）未満を切り捨てし、金額標記単位（千円もしくは百万円）未満の科目については「0」、金額の全くないものは「-」で表示しています。

## ごあいさつ

平素は当JAの運営につき、格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年度の日本経済は、日銀による金融政策などにより緩やかな回復基調がみられましたが、消費税率の引き上げに伴う消費の落ち込みや海外経済の低迷などにより景気回復も足踏み状態となるなか、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響を受け、生産活動や経済活動の停滞などにより、先行きが不透明な状況となりました。JAグループについても、協同組合活動の原点に立ち返り、「持続可能な地域農業と地域社会のために」をテーマに地域農業の維持・拡大、農業所得の増大、地域の活性化に取り組んでまいりましたが、温暖化や天候不順等が農作物の生育状況に影響を及ぼし、海外農産物との競争激化もあり、依然として厳しい状況となりました。

このようななか、営農経済事業では、地元産「ひのひかり」の特別買取価格を設定し、継続して全量買上・全量販売に取り組むとともに、ファーマーズ出荷者へ野菜の種子・苗助成や売り出しイベントの開催などにより、農業者の所得向上につとめました。また、レンタル農機・農業関連施設の利用促進を行い、各種講習会を開催し農業後継者や出荷者の育成にも取り組みました。信用事業では、各種キャンペーンや、年金友の会会員への優遇施策を継続して実施するとともに、顧客満足度向上を目指し、渉外担当者および窓口担当者による相談業務の充実を図った結果、貯金残高は105億円増加し2,153億円となりましたが、貸出金残高につきましては112億円となりました。共済事業では、タブレット端末を活用し、わかりやすい商品説明とご加入内容の確認を行い、建物や万一の保障とあわせて生存保障の普及にも取り組んだ結果、新規契約目標は達成したものの長期共済保有額は減少しました。宅地等供給事業では、各種セミナーの開催や個別相談等により資産活用の提案につとめました。経営管理面においては、健全性・信頼性の確保に取り組み効率的な経営につとめた結果、当期剰余金3億4千万円を計上することができました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力の賜と重ねて御礼申し上げます。

令和2年度は3ヵ年計画の中間年度になりますが、JA自己改革で取り組んできた「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に継続して取り組み、営農経済事業では地元産「ひのひかり」の生産量の拡大と全量買上・全量販売、ファーマーズ出荷者の養成や野菜の種子・苗助成等により出荷量の増加に取り組んでまいります。また、農業の維持のためアグリサポート事業の拡大や、レンタル農機・農業関連施設の充実に取り組んでまいります。

本年も依然として、新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されるなど、ますます厳しい経営環境が継続することが想定されますが、役職員一丸となって各事業に取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

加古川市南農業協同組合  
代表理事組合長 岩坂 嘉邦

## 1. 経営理念

- J A加古川南は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A加古川南は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A加古川南は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

### 《基本理念》

J A加古川南は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A加古川南は、人を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、自然を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A加古川南は、豊かなくらしの実現に貢献します。

### 《基本姿勢》

J A加古川南は、以下の基本姿勢をめざします。

- ◇ みなさまから信頼される J A
- ◇ 地域から必要とされる J A
- ◇ 社会に誇れる J A

## 2. 経営方針

令和元年度の日本経済は、日銀による金融政策や働き方改革による雇用環境の変化等により緩やかな回復基調がみられましたが、消費税率の引き上げに伴う消費の落ち込みや海外経済の低迷などにより景気回復も足踏み状態となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、生産活動や経済活動が停滞し先行きが不透明な状況となっております。

農業面では、温暖化や天候不順等が農作物の生育状況に影響を及ぼし、海外農産物との競争激化もあり、依然として厳しい状況となっております。

管内においては、農業者の高齢化や後継者問題により農業を支える基幹的農業従事者数は年々減少し、また農機具等更新による費用負担増、遊休農地の増加など地域農業の持続に厳しい環境が続いています。

このようななか、当 J Aでは、3カ年計画の中間年度にあたり基本方針とする『持続可能な地域農業の構築』・『地域社会の「共感」を得る J A活動の展開』・『環境変化に適応した経営基盤の確立』を軸としながら総合事業を展開し、地域の生活インフラとしての役割を果たすため、更なる地域農業の振興と地域社会への貢献に取り組み、組合員の営農と地域のみなさまの生活に必要とされる J Aをめざし、自己改革に継続して取り組みます。

#### 1. 営農経済事業

- ・地元産「ひのひかり」をJAで全量買上・全量販売することにより、農業者の所得向上につとめます。
- ・ファーマーズ出荷者に向け種子・苗助成を引き続き行い、出荷作物の品揃えや数量を確保し、魅力ある店舗づくりにつとめます。
- ・生産資材の共同購入をすすめ、低価格で品質のよい生産資材や組合員ニーズにあった商品を提供し、コスト低減につとめます。
- ・組合員の健康と生活環境の向上に役立つ生活物資の供給につとめます。

#### 2. 信用事業

- ・渉外担当者および窓口担当者を中心とした相談業務の充実をはかります。
- ・貯金増加に向けた各種キャンペーンを展開します。
- ・ライフイベント・ライフスタイルに沿った各種商品の提供につとめ、家計のメイン化に取り組みます。
- ・コンプライアンスを徹底し堅確性向上により利用者保護につとめます。
- ・「年金友の会」会員に対する金利優遇措置を継続し、会員の生活を支援します。

#### 3. 共済事業

- ・3Q訪問による相談活動につとめ、加入内容の確認および総合保障の提案を行います。
- ・万一の保障とともに、人生100年時代に備える「特定重度疾病共済」をはじめとする生存保障の普及につとめます。
- ・建物・家財の保障点検活動を実施し、組合員の財産を守るため、火災・自然災害・地震等に備える建物更生共済の普及につとめます。
- ・コンプライアンスを徹底し適正な商品案内と契約締結を行うとともに、迅速な支払につとめます。
- ・長期共済・年金共済・自動車共済の新規加入者に対して、奨励措置を講じます。

#### 4. 宅地等供給事業

- ・組合員向けの相続対策セミナーと個別相談会を開催し、最新の情報提供に取り組みます。
- ・組合員の所有する農地等の資産を次世代に円滑に継承できるよう、税理士等の専門家を交えて相談活動に取り組みます。
- ・組合員の信頼にこたえる不動産の管理・仲介につとめます。

#### 5. 指導事業

- ・農家組合員宅への訪問活動を行い、きめ細やかな営農相談活動により農作物の品質向上につとめます。
- ・水稻栽培ごよみ講習会を定期的で開催し、農業者や後継者にむけた良質米栽培支援を行います。
- ・出荷者の年間栽培計画の作成を支援し、端境期対策につとめます。
- ・アグリスクールを継続して開講し、ファーマーズ新規出荷者や地域農業の担い手の育成を支援します。

- ・安全・安心な農作物を消費者に提供するため、定期的な残留農薬検査の実施と「施肥・農薬使用報告書」の確認・精査を行い、ファーマーズ出荷者に対し農薬安全使用講習会への参加を徹底します。
- ・アグリサポート事業（農作業受委託支援）を通じて、水田農業の継続を目指します。
- ・レンタル農機の利用促進をはかり、農業機械の更新等による費用負担の軽減につとめ、組合員の農作業を支援します。
- ・地域の方々に農業への理解を深めていただくため、遊休農地を利用した収穫体験や児童を対象とした食農教育活動に引き続き取り組みます。
- ・女性会による健康・生活文化活動を支援します。
- ・情報誌「すくえあ」により、組合員に役立つ情報提供につとめます。

#### 6. 経営管理

- ・持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、経済事業の効率化をはかり、部門別損益改善につとめます。
- ・支所運営委員会による「ふれあい活動」の展開により、地域に密着した支所運営につとめます。
- ・協同組合理念に根ざした人材の育成と働きがいのある職場づくりに取り組みます。
- ・監査を通じてリスク管理態勢の強化をはかり、JA経営の健全性・信頼性の確保に取り組みます。
- ・老朽化した施設の建替えや整備を引き続きすすめます。

### 3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事並びに理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行う監事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、規定に沿った公正な手続きにより選任されております。理事会には適正な運営に資するための委員会（管理・金融共済・経済）を置き、理事会に付する議案の事前調査、審議を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



## 4. 事業の概況（令和元年度）

日本経済は、近年、緩やかな回復基調にあるとされてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、個人消費やインバウンド需要の減少、企業も設備投資を先送りする動きが出ており、今後の動向については、先行き不透明な状況が続いています。

また、政府は令和元年5月までの農協改革集中推進期間においてJAグループの自己改革は進展していると一定の評価を示した一方、6月に閣議決定された規制改革実施計画では引き続き自己改革の取り組みを促すこととされており、JAは継続的な取り組みが求められます。

一方、当JA管内の農業情勢は、農業者の高齢化や後継者問題により農業を支える基幹的農業従事者数は年々減少し、また農機具等更新による費用負担増、遊休農地の増加など地域農業の持続に厳しい環境が続いています。

このような情勢のなか、JAは堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は3億4千万円を計上することができました。

### 1. 営農経済事業

購買品供給高は、生産農家の高齢化や農地のかい廃により水稻作付面積が減少し、生産資材の供給は減少しましたが、生活物資の供給増加があり、1億8千8百万円余となりました。

受託販売品販売高は、種子・苗助成の継続やファーマーズ来店客増加をめざした売り出しイベントなどを開催しましたが、3千6百万円余となりました。

買取販売品販売高は、地元産「ひのひかり」の良質米栽培支援のための水稻栽培ごよみ講習会を開催し、全量買上・全量販売に取り組んだ結果、4千7百万円余となりました。

### 2. 信用事業

貯金は、各種キャンペーンと年金友の会会員に対する優遇措置の継続した実施や、渉外担当者による訪問活動ならびに窓口での相談活動により、2,153億円余の残高となりました。

貸出金は、休日ローン相談会を開催するとともにインターネットでの申込受付を行うなど、住宅関連資金や各種ローン等利用者ニーズに対応しましたが、112億円余の残高となりました。

### 3. 共済事業

組合員のニーズに沿った「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案を行うため、渉外担当者を中心に3Q訪問活動を展開した結果、長生きに備える介護共済および生活障害共済などの生存系共済を中心に伸長しましたが、長期共済保有高は1,874億円余となりました。年金共済の保有高は45億円余、短期共済の受入掛金は自動車共済を中心に1億9千万円余となりました。

### 4. 宅地供給事業

相続対策セミナー、個別相談会等を開催し、組合員の皆様へ最新の情報提供をするとともに各種専門家を交えての相談活動により、円滑な資産相続に繋がるようつとめました。組合員の信頼にこたえる賃貸物件の管理・

仲介、不動産売買契約の仲介につとめました。

5. 指導事業

米の栽培技術向上のため、水稻生産農家にむけ「水稻栽培ごよみ講習会」を継続開催し、良質米の生産を支援しました。野菜づくりに興味のある方、将来ファーマーズに出荷を考えている方を対象にアグリスクールを開講し、肥料・農薬の正しい使い方等について座学と圃場での実習を行いました。安全・安心な野菜づくりのため、ファーマーズ会員ならびに農家を対象に、「農薬安全使用講習会」・「野菜栽培講習会」を定期的で開催しました。レンタル農機の利用促進をはかり、農業機械の更新等による費用負担の軽減につとめ、組合員の農作業を支援しました。収穫体験や料理体験を通じて親子で農作物について学ぶ「ちゃぐりんフェスタ」を開催し、食農教育につとめました。情報誌「すくえあ」を継続して発行しました。

6. 保管事業

令和元年産米の取扱い数量は5,596袋（30kg）の集荷となり、低温倉庫を活用し、地元産米ヒノヒカリの品質保持につとめました。

7. 利用事業

組合員ご家族の幼児保育のため、82名の園児の情操教育につとめました。

8. 経営管理

「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し、これらの仕組みを有効に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い業務運営につとめました。

## 5. 事業活動のトピックス（令和元年度）

J A加古川南は、「新時代をひらく協同－持続可能な地域農業と地域社会のために－」を踏まえ、『持続可能な地域農業の構築』・『地域社会の「共感」を得るJ A活動の展開』・『環境変化に適応した経営基盤の確立』を基本方針とした3ヵ年計画に取り組んでいます。

実践初年度の主な取り組み状況を紹介します。

### 1. 持続可能な地域農業の構築

項目	取り組み状況
<p>地元産 「ひのひかり」の 全量買上・全量販売</p>	<p>● 販売数量</p> <p>5,435 袋      5,596 袋</p>  <p>平成30年度      令和元年度</p>  <p>〈米検査〉</p>  <p>〈米検査〉</p>
<p>農業機械の更新等 による農家負担の 軽減のため、レン タル農機・農業関 連施設の利用促進</p>	<p>● レンタル件数</p> <p>77 件      106 件</p>  <p>平成30年度      令和元年度</p>  <p>〈レンタル農機〉</p>  <p>〈乾燥・調整施設〉</p>
<p>各種研修会の実施 後継者の営農支援</p>	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水稻栽培ごよみ講習会 延べ106名 水稻の育苗ポイントと栽培基礎技術 水稻栽培の後期管理と適期収穫 稲作土づくり等</li> <li>● 野菜栽培講習会 延べ134名 秋冬野菜の栽培方法 (白菜、大根、ほうれん草、キャベツ等) 果菜類の栽培ポイント (トマト、きゅうり、なす、かぼちゃ、スイートコーン等)</li> </ul>  <p>〈水稻栽培ごよみ講習会〉</p>
<p>安全・安心な農作 物づくりの支援</p>	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農薬安全使用講習会 延べ134名 農薬取締法、食品衛生法、毒物・劇物取締法 農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤） 農薬の調整方法（混用） 農薬ラベルの読み方等</li> </ul>  <p>〈農薬安全使用講習会〉</p>

## 2. 地域社会の「共感」を得る J A 活動の展開

項 目	取り組み状況
<p>地域ふれあい活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食農教育</li> <li>・地域貢献活動</li> </ul> <p>J Aらしさを活かしたふれあい活動を通じて、組合員の皆さまや地域との絆を深めています。</p>	<p><b>【野口支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野口小学校町探検受入れ</li> <li>・峠池クリーンキャンペーン参加</li> <li>・ふるさと祭り（野口地区）参加</li> </ul> <p><b>【北野支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野口北小学校町探検受入れ</li> <li>・野口北小学校米作り体験</li> <li>・北野ため池ミュージアム参加</li> </ul> <p><b>【平岡支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺田池クリーン作戦&amp; さつまいも植付け、収穫体験</li> </ul> <p><b>【土山支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平岡東幼稚園さつまいも作り体験</li> <li>・川池・新川池の清掃活動参加</li> </ul> <p><b>【尾上支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若宮小学校さつまいも作り体験</li> <li>・浜の宮小学校さつまいも作り体験</li> <li>・尾上小学校さつまいも作り体験</li> <li>・しおかぜ遊イング参加</li> <li>・尾上小学校町探検受入れ</li> </ul> <p><b>【別府支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別府西小学校米作り体験</li> <li>・別府小学校町探検受入れ</li> <li>・別府小学校竹炭体験</li> </ul> <p><b>【営農経済部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野口小学校町探検受入れ</li> <li>・野口南幼稚園さつまいも作り体験</li> <li>・ちゃぐりんフェスタ</li> </ul> <p>野口地区、平岡地区、尾上地区、別府地区</p>
	 <p>（峠池クリーンキャンペーン）</p>
	 <p>（野口北小学校米作り体験）</p>
	 <p>（若宮小学校さつまいも作り体験）</p>
	 <p>（野口南幼稚園さつまいも作り体験）</p>

## 3. 環境変化に適応した経営基盤の確立

項 目	取り組み状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業体としての機能強化</li> <li>・内部統制の強化</li> <li>・人材育成と職場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業を展開し、地域の生活インフラとしての役割を果たすため、更なる地域農業の振興と地域社会への貢献に取り組んでいます。</li> <li>・内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備・検証し、より健全性の高い業務に取り組んでいます。</li> <li>・ふれあい活動や研修会を通じて、協同組合理念に根ざした職員の育成につとめました。また、働き方改革を実践し働きがいのある職場づくりに取り組んでいます。</li> </ul>

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「すくえあ」やホームページでもご案内しております。ホームページアドレス：<http://www.jakakogawaminami.com>

## 6. 農業振興活動

JA加古川南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような活動に取り組んでいます。

### ① 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動に取り組む、安全・安心な農産物の提供につとめています。

また、生産者を対象に「農薬使用安全講習会」を定期的に行ない、農薬取締法やポジティブリスト制度への対応の研修を行っています。

### ② 県産県消の取り組み

管内3カ所にファーマーズマーケット（農産物直売所）を設置し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。また、JA間連携により農産物直売所の品揃えを充実し、県産農産物の販売に取り組めます。

### ③ 食育の取り組み

当JAが経営する、くみあい保育園の給食を地元産米による米飯給食で実施しています。また、園児たちに食と農の大切さを伝えるために、ミニトマトやさつまいも栽培などの農作業体験を行っています。

## 7. 地域貢献情報

J A加古川南は、組合員や地域住民との結びつきを深めるとともに、我が国経済・金融システムの一員として社会的責任を果たすため、地域社会の発展に貢献する様々な活動を展開しています。

### 1. 社会貢献活動

#### ○ファーマーズマーケット

ファーマーズマーケット各店において、地元の安全・安心で新鮮な野菜を提供しています。

#### ○年金友の会活動

年金友の会会員に対し貯金金利の上乗せを行っています。また、サークル活動などを通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりを支援しています。

#### ○各相談業務

相続税対策や所得税申告書、不動産相談などについて、税理士・弁護士と連携した相談活動を実施しています。

#### ○健康診断

共済友の会会員を対象に健康診断を年1回実施しています。

#### ○J Aフェスティバル

地域住民にふれあいの場を提供し、地域住民同士、また職員との交流を深めるために年1回J Aフェスティバルを開催しています。

#### ○認知症サポーターの養成とA E Dの設置

安心して来店できる環境づくりのため、認知症サポーターを養成するとともに、本・支所等にA E Dを設置しています。

#### ○各種行事への協賛、参加

加古川市農林漁業祭への参加や、消防団活動をはじめとして、地域に密着したJ Aを目指し、自治体などの主催する行事や活動への協賛、参加に努めています。

## 2. 地域貢献活動

### (1) 地域からの資金調達の状況

#### ① 貯金残高（令和2年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	43,293
定 期 性	172,039
小 計	215,332
譲 渡 性	—
合 計	215,332

### (2) 地域への資金供給の状況

#### ① 貸出金残高（令和2年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	—
その他制度資金	—
農業関連融資	12
事業関連融資	4,870
住宅関連融資	5,669
生活関連融資	523
そ の 他	147
合 計	11,222

### 3. 地域密着型金融への取り組み

#### (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会やセミナー等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

#### (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農経済センターに営農指導員を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

#### (3) ライフサイクルに応じた担い手支援

新規就農者、定年帰農者など多様な担い手の方を対象にアグリスクールを継続開催しています。

#### (4) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支所運営、ファーマーズマーケットの運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の園児・学童と保護者に対して、農業への理解を促進するため、農業体験と収穫した農作物を使用した料理教室（ちゃぐりんフェスタ）等による食農教育活動に取り組んでいます。



## 8. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

#### [リスク管理の方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的に関

催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるようつとめています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

#### ◇法令遵守体制

##### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっていきます。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

##### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所にコンプライアンス担当者を設置しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口：金融業務課（電話：079-421-3738  
午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））

##### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

##### ・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

#### ・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。

## 9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、12.48%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	加古川市南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8,251百万円（前年度8,037百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

## 10. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### [信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税・市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様に必要な資金をご融資しています。

また、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付なども取り扱っています。

#### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗へのお振込や手形・小切手の取立業務を行っています。

#### ◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスにつとめています。

#### [共済事業]

組合員をはじめ地域の皆様の生涯にわたる生活設計の確立をめざし、「ひと・いえ・くるまの総合保障の提供」を合言葉に長期・年金・自動車・自賠責等幅広く優れた保障の提供を行っています。

#### [購買事業]

地域との共生のなか、生産者に安心な肥料、農薬、農機具等の供給と、貸農園利用者に家庭菜園に適した環境にやさしい資材の供給を行っています。

また、地元産ヒノヒカリの増産につとめ、消費者によるこんでいただける

「安全で安心なおいしいお米」作りに取り組んでいます。

その他快適な暮らしに役立つ商品の提供やリフォーム・白アリ防除等の事業にも取り組んでいます。

〔販売事業〕

消費者のニーズにあわせて、安全でおいしい地元産ヒノヒカリの供給を推めています。

また、地産地消の輪を拓げるため、ファーマーズマーケットを開設し、新鮮な野菜の提供につとめています。

〔指導事業〕

地域に適した営農指導を展開するとともに、安全・安心な農作物を提供するため、ファーマーズマーケットへの出荷野菜や出荷米の栽培履歴記帳運動を実践し、農薬等の適正使用に取り組んでいます。

また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指して、JA助けあい組織の利用会員の募集を行っています。

〔利用事業〕

組合員をはじめ地域の皆様の幼児保育のため「くみあい保育園」を運営しています。

## 貯金のご案内

あなたのライフスタイルにあわせて選べます

貯金名	特徴	預入期間	お預入れ額	対象
総合口座	一冊の通帳に「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。給与・年金の受取、公共料金の自動支払など、おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用下さい。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、一時的な余裕金の運用に最適です。（給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。）	期間の定めはありません。	1円以上	個人のみ
スーパー定期	手ごろな資金の運用に最適な定期貯金です。預入時の利率は満期まで変わりません。期間設定が豊富でニーズにお応えします。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上	法人 および 個人
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった余裕金の運用に最適な定期貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上	法人 および 個人
変動金利 定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上	
期日指定 定期貯金	利息計算は1年複利、お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引出しになります。一部お引き出し（1万円以上）も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	個人のみ



貯 金 名		特 徴	預入期間	お預入れ額	対 象
財形貯金	一般財形貯金	お使いみちは自由で、課税対象となります。	3年以上	1円以上 1円単位	個人のみ
	財形年金貯金	年金のお受取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上		
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上		
積立式定期貯金	エンドレス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方におすすめで、不意に資金が必要な時にお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取りいただく積立定期貯金です。	積立期間 7ヵ月以上10年以内 据置期間 1ヵ月以上3年以内		法人 および 個人
	年金型	年金のお受取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5ヵ月以上 (据置期間 2ヵ月以上10年以内、 受取期間 3ヵ月以上20年以内)		個人のみ
定期積金		ライフサイクルにあわせ、コツコツつみたてていくのに最適です。目的にあわせて、掛け金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上	法人 および 個人

## 融資(ローン)のご案内

### あなたの夢のおてっだい

ローン名	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間等	担保・保証
住宅資金	住宅の新築・購入(宅地を含む)・増改築・補改修・宅地内の植樹、造園資金および住宅機構等の借換に必要な資金	50万円以上 5,000万円以内	変動金利型 固定金利型 長期固定金利型 特約固定金利型 1年以上～35年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
住宅ローン	住宅の新築・購入(宅地を含む)・増改築および住宅機構等の借換に必要な資金	10万円以上 1億円以内	変動金利型 固定金利型 特約固定金利型 3年以上～35年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
賃貸住宅・ 賃貸店舗資金	賃貸住宅・店舗の新築、増改築・補改修等および借換に必要な資金	8億円以内	変動金利型 固定金利型 特約固定金利型 1年以上～30年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
マイカー ローン	自動車・バイクの購入、点検修理、車検費用、カー用品の購入などに必要な資金	1万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	変動金利型 固定金利型 6ヶ月以上～10年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
教育 ローン	入学金や授業料など就学に必要な資金	1万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	変動金利型 固定金利型 6ヶ月以上～15年以内 (但し在学期間+9年)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
多目的 ローン	生活に必要なすべての資金	1万円以上 500万円以内 (1万円単位)	変動金利型 固定金利型 6ヶ月以上～10年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)
カード ローン	生活に必要なすべての資金	10万円～ 500万円以内 (10万円単位)	変動金利型 1年(1年または2年ごとに審査により更新継続されます。)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただけます。 (保証人原則不要)

<p>相続税資金</p>	<p>相続税納付に必要な資金</p>	<p>14億円以内</p>	<p>変動金利型 20年以内</p>	<p>不動産担保徴求。 場合より保証人徴求。</p>
<p>アグリマイティー 資金</p>	<p>農業生産・農産物の加工・流通・販売に関するための資金。地域活性化・振興を支援するための資金。発電・蓄電設備取得資金。</p>	<p>個人 5,000万円以内  法人・団体 1億円以内</p>	<p>変動金利型 固定金利型 17年以内</p>	<p>農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。場合により担保・保証人徴求。</p>

※保証機関により借入限度額や借入期間等が異なる場合がございます。

## 共済のご案内

### 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

共済種類	共 済 の 内 容
終身共済	一生涯にわたって万一の保障が確保できます。万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。
一時払 終身共済	一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。 また、生存給付特則付を選択された場合、生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。（贈与契約書の作成不要）
引受緩和型 終身共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。 80歳までご加入いただけます。
医療共済	日帰り入院から長期入院まで一生涯保障します。（※プランによって異なります。）三大疾病を手厚く保障します。（※三大疾病重点保障特則ありを選択した場合。）全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。（※先進医療保障ありを選択した場合。）
引受緩和型 医療共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。（※先進医療保障ありを選択した場合。）
養老生命共済	満期時には、まとまった満期共済金をお受取りいただけます。万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
こども共済	必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。ご契約者（親）がもしものとき（※死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。）には、その後の共済掛金はいただきません。（共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除く）「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一の保障をしっかり準備できます。
予定利率変動型 年金共済	年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。（※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。）積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。「個人年金保険料控除」が受けられます。（※所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限りです。また、平成28年1月末現在の法令等に基づきます。）

共済種類	共 済 の 内 容
生活障害共済	病気・ケガの原因を問わず、身体の障害を起因とした収入の減少や支出の増加に備える保障です。身体障害者等級（公的制度）の1級～4級に該当し、身体障害者手帳を交付された場合に共済金が支払われる分かり易い保障です。収入の減少に備える定期年金型と、支出の増加に備える一時金型の2種類あります。
がん共済	「がん」を幅広く、一生涯を通じて保障します。（※共済期間を終身とした場合。）「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。（※先進医療保障ありを選択した場合。）
特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎」の区分ごとに最大で4回共済金をお支払いするため合併症にも対応できます。
介護共済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。介護共済金をまとめた一時金でお受け取りいただけます。（※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。）
一時払介護共済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。介護共済金をまとめた一時金でお受け取りいただけます。（※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。）お亡くなりになられた場合には、死亡共済金をお受け取りいただけます。
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。火災や自然災害によるケガにも備えられます。保障期間満了時に、満期共済金をお受け取りいただけます。

### 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

共済種類	共 済 の 内 容
火災共済	お住まいが万一、火災などで損害を受けた場合の保障を目的とした共済です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障する共済です。
自動車共済	対人・対物賠償をはじめ、傷害保障（人身傷害保障、傷害定額給付保障）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障する共済です。
自賠償共済	人身事故の被害者保護のため、法律ですべての自動車（トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車を除きます）に加入が義務づけられている共済です。
賠償責任共済	日常生活に起因して生じた事故等による損害賠償義務を保障する共済です。

## (2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

### ◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、

(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※平成31年3月末における残高は 1,706 億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

### ◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

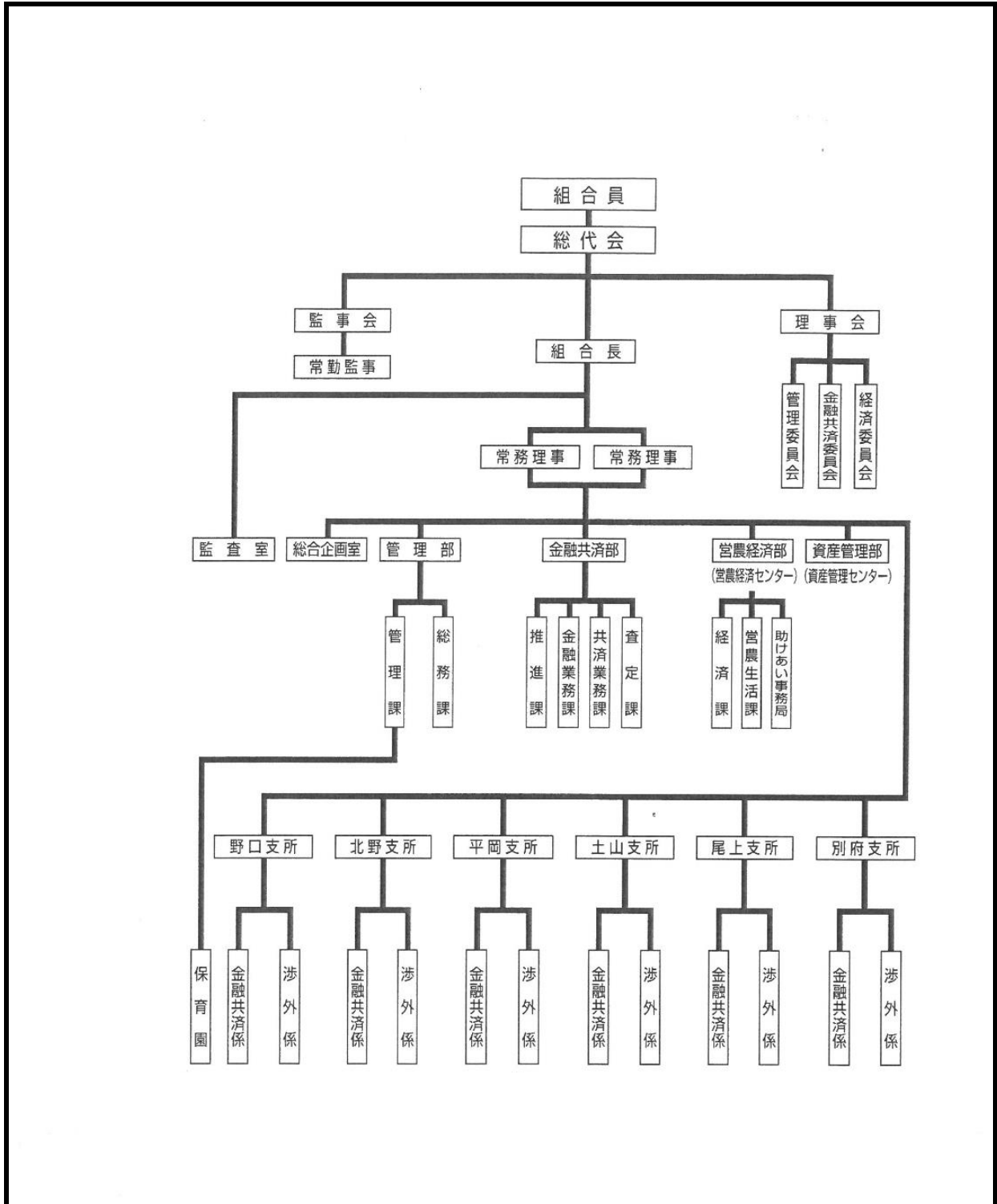
## 【JAの概要】

### 1. 沿革・あゆみ

(加古川市南農業協同組合は、平成元年10月2日に、野口町・平岡町・尾上・別府町農協が合併して発足しました。

平成 元年 10月	加古川市南農業協同組合 発足
平成 4年 4月	愛称を農協からJAへ改称
平成 6年 4月	監査企画室設置
平成 8年 8月	資産管理部設置
平成 9年 8月	金融共済部2課制から4課制へ
平成10年 4月	金融共済部1部制から金融部、共済部2部制へ
平成11年 4月	助けあい事務局設置
平成12年 4月	電算室設置
平成13年12月	「ファーマーズ平岡」オープン
平成14年10月	「ファーマーズ尾上」オープン
11月	「ファーマーズ野口」オープン
平成17年 4月	金融部、共済部の2部を統合し、金融共済部5課制へ、 電算室を管理部電算課へ統合し、管理部3課制へ
平成23年 4月	基幹4支所営農経済店舗、本所営農経済部、ファーマーズ野口 を統合し、営農経済センターを開設
平成24年 7月	管内を加古川市に変更
平成25年 4月	総合企画室を設置、管理部電算課を総合企画室へ統合し、管理 部2課制へ、監査企画室を監査室へ、金融共済部企画推進課を 推進課へ名称変更
平成28年 4月	「JA会館(本所・野口支所)・資産管理センター」オープン
平成31年 4月	金融共済部審査管理課を総合企画室へ統合し、金融共済部4課 制へ

## 2. 機構図





### 3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
正組合員	2,053	2,083	△30
個人	2,052	2,082	△30
法人	1	1	—
准組合員	11,464	11,287	177
個人	11,450	11,274	176
法人	14	13	1
合 計	13,517	13,370	147

### 4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
ファーマーズ運営協議会	103

### 5. 地区一覧

加古川市	野口町	……	本 所	資産管理センター	営農経済センター
			野口支所	助けあい事務局	ファーマーズ野口
			北野支所		
	平岡町	……	平岡支所	土山支所	ファーマーズ平岡
	尾上町	……	尾上支所	くみあい保育園	ファーマーズ尾上
	別府町	……	別府支所		

## 6. 役員構成（役員一覧）

（令和2年3月末現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	三 俣 和 彦	理 事	升 田 博 士
代表理事常務	岩 坂 嘉 邦	理 事	豊 田 眞 司
理 事 部 長	大 篠 育 生	理 事	廣 嶋 純 一
理 事	中 川 豊 彦	理 事	山 口 文 夫
理 事	久 保 田 春 雄	理 事	橋 本 和 子
理 事	橋 雅 春	理 事	高 橋 洋 子
理 事	高 松 正 純	常 勤 監 事	伊 藤 睦 彦
理 事	大 西 仁 司	監 事	藤 原 清 景
理 事	木 戸 徹	監 事	大 西 栄 家
理 事	中 田 正 則	員 外 監 事	西 村 統 一
理 事	吉 田 清		

（令和2年6月27日現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	岩 坂 嘉 邦	理 事	樋 口 満
代表理事常務	伊 藤 睦 彦	理 事	山 本 一 彦
常 務 理 事	大 篠 育 生	理 事	角 尾 嘉 則
理 事	松 本 和 則	理 事	堀 川 龍 明
理 事	中 川 豊 彦	理 事	大 谷 由 美 子
理 事	松 野 明	理 事	和 田 敦 子
理 事	岸 本 昌 三	常 勤 監 事	福 澤 高 志
理 事	山 本 和 生	監 事	糀 谷 利 明
理 事	黒 田 育 利	監 事	山 本 孝
理 事	松 本 尚 敏	員 外 監 事	真 島 隆

## 7. 職員数

（単位：名）

区分	男性	女性	合計
一般職員	66（1）	42（4）	108（5）
営農指導員	3（0）	0（0）	3（0）
生活指導員	0（0）	1（0）	1（0）
合計	69（1）	43（4）	112（5）

（注）（ ）は常用臨時雇用者です。

## 8. 事務所の名称及び所在地

(令和2年3月末現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本 所	野口町野口 55-1	079-421-3738	
資産管理センター	野口町野口 55-1	079-422-3773	
営農経済センター	野口町野口 38-1	079-422-7244	
助けあい事務局	野口町野口 38-1	079-422-2081	
野 口 支 所	野口町野口 55-1	079-423-5121	A T M 2台
北 野 支 所	野口町北野 1154-6	079-426-5557	A T M 1台
平 岡 支 所	平岡町西谷 206	079-424-0151	A T M 2台
土 山 支 所	平岡町土山 1146-3	078-942-1138	A T M 1台
尾 上 支 所	尾上町長田 205-1	079-421-3312	A T M 2台
別 府 支 所	別府町石町 77	079-435-1019	A T M 2台
くみあい保育園	尾上町長田 201-4	079-424-6134	
ファーマーズ野口	野口町野口 38-1	079-422-7244	
ファーマーズ平岡	平岡町西谷 206	079-423-6712	
ファーマーズ尾上	尾上町長田 205-1	079-421-3312	

## 9. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

## 【経営資料】

### I 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
( 資 産 の 部 )		
1 信用事業資産	218,105,349	209,009,704
(1) 現金	246,453	275,662
(2) 預金	197,922,626	187,931,227
系統預金	197,921,090	187,928,856
系統外預金	1,535	2,370
(3) 有価証券	7,643,724	8,494,172
国債	6,644,320	7,494,821
地方債	999,403	999,351
(4) 貸出金	11,222,208	11,305,607
(5) その他の信用事業資産	1,208,292	1,206,058
未収収益	31,031	35,244
その他の資産	1,177,261	1,170,813
(6) 貸倒引当金	△137,956	△203,023
2 共済事業資産	7,319	10,530
(1) 共済貸付金	—	1,300
(2) 共済未収利息	—	28
(3) その他の共済事業資産	7,319	9,206
(4) 貸倒引当金	—	△4
3 経済事業資産	40,412	35,236
(1) 経済事業未収金	14,653	12,477
(2) 棚卸資産	25,501	22,496
(3) その他の経済事業資産	303	302
(4) 貸倒引当金	△46	△40
4 雑資産	131,656	66,402
雑資産	131,711	66,456
貸倒引当金	△55	△53
5 固定資産	905,134	921,669
(1) 有形固定資産	905,134	921,669
建物	1,514,978	1,511,338
機械装置	36,549	36,549
土地	372,921	369,581
建設仮勘定	8,796	—
その他の有形固定資産	178,940	177,379
減価償却累計額(控除)	△1,207,052	△1,173,179
6 外部出資	6,278,250	5,304,770
(1) 系統出資	6,222,553	5,251,523
(2) 系統外出資	55,697	53,247
7 繰延税金資産	165,716	141,679
資 産 の 部 合 計	225,633,839	215,489,993

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
( 負 債 の 部 )		
1 信用事業負債	215,661,927	205,064,385
(1) 貯金	215,332,743	204,742,833
(2) その他の信用事業負債	329,183	321,551
未払費用	140,631	155,378
その他の負債	188,552	166,173
2 共済事業負債	460,715	1,123,495
(1) 共済借入金	—	1,300
(2) 共済資金	302,846	967,257
(3) 共済未払利息	—	28
(4) 未経過共済付加収入	154,556	152,172
(5) その他の共済事業負債	3,313	2,736
3 経済事業負債	27,844	27,390
(1) 経済事業未払金	13,359	12,955
(2) 経済受託債務	13,659	13,947
(3) その他の経済事業負債	825	487
4 雑負債	175,406	156,453
(1) 未払法人税等	92,637	79,116
(2) 資産除去債務	13,000	—
(3) その他の雑負債	69,769	77,336
5 諸引当金	789,992	769,756
(1) 賞与引当金	55,719	55,937
(2) 退職給付引当金	581,611	557,622
(3) 役員退職慰労引当金	43,016	43,914
(4) 特例業務負担金引当金	109,646	112,283
負 債 の 部 合 計	217,115,887	207,141,481
( 純 資 産 の 部 )		
1 組合員資本	8,339,780	8,133,913
(1) 出資金	518,095	524,725
(2) 資本準備金	969,361	969,361
(3) 利益剰余金	6,856,284	6,642,231
利益準備金	1,110,000	1,110,000
その他の利益剰余金	5,746,284	5,532,231
信用事業基盤強化積立金	613,000	493,000
施設整備積立金	565,000	582,000
有価証券価格変動積立金	100,000	100,000
経営基盤強化積立金	38,000	38,000
合併記念事業積立金	4,000	10,000
特別積立金	3,955,890	3,835,890
当期末処分剰余金	470,393	473,341
(うち当期剰余金)	(347,101)	(269,170)
(4) 処分未済持分	△3,960	△2,405
2 評価・換算差額等	178,171	214,599
その他有価証券評価差額金	178,171	214,599
純 資 産 の 部 合 計	8,517,952	8,348,512
負債及び純資産の部合計	225,633,839	215,489,993

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	平成30年度
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1 事業総利益	1,586,051	1,492,487
事業収益	2,174,632	—
事業費用	588,581	—
(1) 信用事業収益	1,555,000	1,516,124
資金運用収益	1,516,796	1,481,886
(うち預金利息)	(1,085,930)	(1,033,364)
(うち有価証券利息配当金)	(85,934)	(101,415)
(うち貸出金利息)	(131,609)	(129,673)
(うちその他受入利息)	(213,321)	(217,433)
役務取引等収益	17,637	17,333
その他事業直接収益	1,716	—
その他経常収益	18,849	16,903
(2) 信用事業費用	351,732	400,233
資金調達費用	245,211	253,127
(うち貯金利息)	(241,407)	(248,715)
(うち給付補てん備金繰入)	(3,654)	(4,008)
(うち借入金利息)	(150)	(403)
役務取引等費用	4,622	4,594
その他経常費用	101,897	142,510
(うち貸倒引当金戻入益)	(△22,817)	(△951)
信用事業総利益	1,203,268	1,115,891
(3) 共済事業収益	328,373	359,848
共済付加収入	298,733	332,176
共済貸付金利息	—	1,449
その他の収益	29,640	26,222
(4) 共済事業費用	15,135	16,461
共済借入金利息	—	1,385
共済推進費	5,062	4,999
共済保全費	6,008	7,074
その他の費用	4,063	3,002
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(△4)	(△487)
共済事業総利益	313,238	343,386
(5) 購買事業収益	190,209	195,030
購買品供給高	188,944	193,797
その他の収益	1,264	1,232
(6) 購買事業費用	166,907	170,821
購買品供給原価	165,328	169,593
その他の費用	1,579	1,228
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△20)
購買事業総利益	23,301	24,208
(7) 販売事業収益	51,158	52,663
(受託販売品販売高)	—	(38,199)
買取販売品販売高	47,256	48,516
販売手数料	3,245	3,395
その他の収益	657	751
(8) 販売事業費用	41,267	42,023

科 目	令和元年度	平成30年度
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
(受託販売品販売原価)	—	(38,199)
買取販売品販売原価	38,075	39,713
その他の費用	3,191	2,310
販売事業総利益	9,891	10,640
(9) 保管事業収益	280	275
(10) 保管事業費用	5	6
保管事業総利益	275	268
(11) 利用事業収益	24,540	25,114
(12) 利用事業費用	3,735	36,323
利用事業総利益	20,805	△11,208
(13) 宅地等供給事業収益	26,886	21,928
(14) 宅地等供給事業費用	603	789
宅地等供給事業総利益	26,282	21,138
(15) 指導事業収入	2,503	2,476
(16) 指導事業支出	13,516	14,313
指導事業収支差額	△11,012	△11,837
2 事業管理費	1,244,671	1,182,902
(1) 人件費	938,065	903,589
(2) 業務費	117,111	101,842
(3) 諸税負担金	72,977	71,352
(4) 施設費	108,669	96,530
(5) その他管理費用	7,847	9,587
事業利益	341,379	309,584
3 事業外収益	130,496	140,532
(1) 受取雑利息	97	98
(2) 受取出資配当金	69,352	72,388
(3) 賃貸料	40,821	40,172
(4) 償却債権取立益	—	1,305
(5) 雑収入	20,224	26,567
4 事業外費用	1,626	1,666
(1) 寄付金	364	404
(2) 雑損失	1,259	1,269
(3) 貸倒引当金繰入額	—	—
貸倒引当金戻入益	1	△7
経常利益	470,249	448,450
5 特別損失	22,159	118,188
(1) 固定資産処分損	5,859	5
(2) 特例業務負担金引当金繰入	—	112,283
(3) 減損損失	—	5,900
(4) 合併記念事業費	16,299	—
税引前当期利益	448,090	330,262
法人税・住民税及び事業税	110,937	93,899
法人税等調整額	△9,948	△32,807
法人税等合計	100,989	61,091
当期剰余金	347,101	269,170
当期首繰越剰余金	90,292	92,170
経営基盤強化積立金取崩額	—	112,000
施設整備積立金取崩額	17,000	—
合併記念事業積立金取崩額	16,000	—
当期未処分剰余金	470,393	473,341

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、令和元年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

## 令和元年度 注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購入品および買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給与引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### ⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

#### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

#### (5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「-」で表示しています。



2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

(2) くみあい保育園に係る人件費等

従来、くみあい保育園に係る人件費等は、利用事業費用に計上していましたが、他事業との整合性を図るため、当事業年度より事業管理費に含めて計上しています。

なお、くみあい保育園に係る人件費は、前事業年度は29,763千円、当事業年度は29,120千円です。

3. 貸借対照表に関する注記

〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

(1) 固定資産の圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
土 地	168,191
機 械 装 置	805
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	70
合 計	169,066

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

〈担保に供した資産等〉

(2) 為替決済の代用として、定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

〈役員に対する金銭債権・債務の総額〉

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 24,020 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 ー 千円

〈貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳〉

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	192,283
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	192,283

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（上記1、2及び3に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### 〈金融商品の状況に関する事項〉

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付を行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金、及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ② 市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%下落したものと想定した場合には、経済価値が25,934千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次の表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	197,922,626	197,942,493	19,867
有価証券	7,643,724	7,890,780	247,055
満期保有目的の債権	5,599,764	5,846,820	247,055
その他有価証券	2,043,960	2,043,960	—
貸出金(*1)	11,239,291	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 136,528	—	—
貸倒引当金控除後	11,102,763	11,192,023	89,259
資 産 項 目 計	216,669,114	217,025,297	356,183
貯 金	215,332,743	215,478,805	146,062
負 債 項 目 計	215,332,743	215,478,805	146,062

(\*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金17,082千円を含めています。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 ( * )	6,278,250

(\* ) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超	2 年 超	3 年 超	4 年 超	5 年 超
		2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	
預 金	197,777,916	144,710	—	—	—	—
有価証券	200,000	2,000,000	1,800,000	800,000	—	2,600,000
満期保有目的の債券	—	2,000,000	1,600,000	—	—	1,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	200,000	—	200,000	—	—	1,400,000
貸出金(*1, *2, *3)	1,177,160	814,496	786,110	644,842	597,091	7,026,747
合 計	199,155,077	2,959,206	2,586,110	1,444,842	597,091	9,626,747

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越317,332千円については、「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等173,452千円は含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、一部分割実行案件2,300千円は未実行額があるため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	206,660,481	5,314,481	2,495,215	407,700	390,799	64,065

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

## ① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,600,360	4,731,180	130,819
	地方債	999,403	1,115,640	116,236
合	計	5,599,764	5,846,820	247,055

## ② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,796,877	2,043,960	247,082

(\*) 上記評価差額金から繰延税金負債68,911千円を差し引いた額178,171千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 6. 退職給付に関する注記

## (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 期首における退職給付引当金	557,622
② 退職給付費用	75,366
③ 退職給付の支払額	△ 30,980
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△ 20,396
⑤ 期末における退職給付引当金	581,611

## (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 退職給付債務	1,074,003
② 確定給付型年金制度の積立金	△ 492,391
③ 未積立退職給付債務	581,611
退職給付引当金	581,611

## (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
① 勤 務 費 用	75,366
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退 職 給 付 費 用	75,366

## (5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 9,310千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、112,501千円となっています。

## 7. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳等は、次のとおりです。

発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目	当 期 末	
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,540
	退 職 給 付 引 当 金	162,211
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,997
	未 払 事 業 税	6,880
	一般貸倒引当金繰入限度超過額	407
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	30,580
	不 在 組 合 員 出 資 金	1,779
	資 産 除 去 債 務	3,625
	未 払 費 用 健 康 保 険	890
	未 払 費 用 厚 生 年 金	1,421
	そ の 他	114
	小 計	235,449
	評 価 性 引 当 金	△ 522
合 計	234,927	
繰延税金負債	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 68,911
	そ の 他	△ 298
	合 計	△ 69,210
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	165,716	

## (2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目	当 期 末	
法 定 実 効 税 率	27.88	
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.52
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.15
	事 業 分 量 配 当 金	△ 6.44
	住 民 税 均 等 割	0.13
そ の 他	1.59	
税 効 果 会 計 適 用 後 の 法 人 税 等 の 負 担 率	22.53	

## 平成30年度 注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購入品および買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給与引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### ⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

（追加情報）

従来、特例業務負担金については、将来見込額を注記する方法によっておりましたが、財務内容をより健全にするため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が112,283千円減少しております。

- (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。
- (5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は、千円未満を切り捨て、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「-」で表示しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 〈棚卸資産の評価方法〉

購買品・買取販売品の評価方法は、従来、最終仕入原価法によっていましたが、数量受払に基づく評価額を反映するため、当事業年度から数量受払を行うものは総平均法に変更しました。

当該会計方針の変更に伴って、購買システムを当事業年度に変更したため、前事業年度末の購買品・買取販売品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法に適用しています。なお、この変更による影響は軽微です。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### 〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

- (1) 固定資産の圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項	目	金 額
土	地	168,191
機 械 装 置		805
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		70
合	計	169,066

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

### 〈担保に供した資産等〉

- (2) 為替決済の代用として、定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

### 〈役員に対する金銭債権・債務の総額〉

- (3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 28,774 千円  
理事及び監事に対する金銭債務の総額 ー 千円

### 〈貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳〉

- (4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項	目	金 額
破 綻 先 債 権		ー
延 滞 債 権		315,119
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		ー
貸 出 条 件 緩 和 債 権		ー
合	計	315,119

### (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

### 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

### 3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。

### 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（上記1、2及び3に掲げるものを除く。）です。

### 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 4. 損益計算書に係る注記

##### 【減損損失】

##### (1) 減損損失に関する注記

###### ① グループिंगの方法と供用資産の概要

当組合では、投資の意思決定基準や収支管理の単位を考慮し、JA全体を1つのグループिंगの単位としています。貸貸資産及び遊休資産については、物件ごとにグループングしています。

###### ② 減損損失を計上した資産の概要と減損損失の金額

用途	種類	場所	金額
業務外固定資産	土地	加古川市尾上町安田322	5,900千円

###### ③ 減損損失に至った経緯

上記資産について遊休資産であり、処分可能額の下落に伴い減損損失を認識しました。

###### ④ 回収可能価格の算定方法等

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は売却予定額に基づいています。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (金融商品の状況に関する事項)

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付を行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金、及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ② 市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,179千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次の表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	187,931,227	187,917,719	△ 13,507
有価証券	8,494,172	8,816,810	322,637
満期保有目的の債権	5,600,042	5,922,680	322,637
その他有価証券	2,894,130	2,894,130	—
貸出金(*1)	11,321,812	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 201,652	—	—
貸倒引当金控除後	11,120,160	11,216,406	96,245
資 産 項 目 計	207,545,560	207,950,935	405,375
貯 金	204,742,833	204,845,563	102,729
負 債 項 目 計	204,742,833	204,845,563	102,729

(\*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金18,154千円を含めています。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 ( * )	5,304,770

(\* ) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	187,786,517	—	144,710	—	—	—
有価証券	800,000	200,000	2,000,000	1,800,000	800,000	2,600,000
満期保有目的の債券	—	—	2,000,000	1,600,000	800,000	1,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	800,000	200,000	—	200,000	—	1,400,000
貸出金 (*1, *2, *3)	1,187,844	802,589	759,105	635,638	599,140	7,075,739
合計	189,774,361	1,002,589	2,903,815	2,435,638	1,399,140	9,675,739

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越327,688千円については、「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3か月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等243,499千円は含めていません。

(\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、一部分割実行案件2,050千円は未実行額があるため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*)	194,388,050	3,626,845	5,927,768	485,314	248,600	66,252

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	4,600,691	4,791,840	191,148
	地方債	999,351	1,130,840	131,488
合計	計	5,600,042	5,922,680	322,637

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	2,596,529	2,894,130	297,600

(\*) 上記評価差額金から繰延税金負債83,000千円を差し引いた額214,599千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 期首における退職給付引当金	568,244
② 退職給付費用	66,462
③ 退職給付の支払額	△ 56,014
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△ 21,070
⑤ 期末における退職給付引当金	557,622

## (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	1,026,244
② 確定給付型年金制度の積立金	△ 468,622
③ 未積立退職給付債務	557,622
退職給付引当金	557,622

## (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	66,462
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用	66,462

## (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費うち法定福利費および利用事業には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,301千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、112,283千円となっています。

## 8. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳等は、次のとおりです。

発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目	当 期 末	
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,595
	退 職 給 付 引 当 金	155,520
	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	12,247
	未 払 事 業 税	6,043
	一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 限 度 超 過 額	388
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	31,314
	減 損 損 失	1,644
	そ の 他	2,433
	小 計	225,188
	評 価 性 引 当 金	△ 508
合 計	224,679	
繰延税金負債	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 83,000
	合 計	△ 83,000
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	141,679	

## (2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目	当 期 末	
法 定 実 効 税 率	27.88	
調 整	交 際 費 等 永 久 に 損 金 に 算 入 さ れ ない 項 目	1.94
	受 取 配 当 金 等 永 久 に 益 金 に 算 入 さ れ ない 項 目	△ 3.05
	事 業 分 量 配 当 金	△ 9.47
	住 民 税 均 等 割	0.18
	評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.02
	そ の 他	1.03
税 効 果 会 計 適 用 後 の 法 人 税 等 の 負 担 率	18.49	

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度	平成30年度
1. 当期末処分剰余金	470,393,778	473,341,374
2. 任意積立金（合併記念事業積立金） 取崩額	4,000,000	—
計	474,393,778	473,341,374
3. 剰余金処分額	354,145,346	383,048,884
(1) 任意積立金	230,000,000	250,000,000
(うち信用事業基盤強化積立金)	(100,000,000)	(120,000,000)
(うち合併記念事業積立金)	(—)	(10,000,000)
(うち特別積立金)	(130,000,000)	(120,000,000)
(2) 出資配当金	20,515,271	20,842,921
(3) 事業分量配当金	103,630,075	112,205,963
4. 次期繰越剰余金	120,248,432	90,292,490

(注) 1. 出資配当は、出資金に対し次の配当割合です。

出資金に対する配当の割合 (令和元年度 4%、平成30年度 4%)

2. 事業分量配当金は、定期貯金の年間平均残高に対し次の基準で計算し、JAフェスティバルの利用券を交付します。  
(令和元年度 0.08%、平成30年度 0.08%)

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。  
(令和元年度 18,000,000円、平成30年度 18,000,000円)

任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は以下のとおりです。

(単位：千円)

種 類	積立目的	取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤 強化積立金	信用事業の基盤強化に必要な 資金を積み立てる。	信用事業総利益が前年度に比べ大幅に減少した 場合等、信用事業の基盤に重大な影響が発生し た場合に相当額を取り崩すことができる。	期末貯金残高の 1000分の5とする。	613,000
施設整備積立金	施設の改築(建替え含む)、大 規模な改装、修繕に要する資 金を積み立てる。	当該施設の改築(建替え含む)、改装、修繕を実 施した日の属する決算において、当該年度の支 出の相当額を参酌の上、取り崩すものとする。	6億円とする。	565,000
有価証券価格 変動積立金	有価証券の価格変動リスク及 び売買時における損失発生に 備えるため積み立てる。	有価証券価格変動リスクにより、計画した当期 剰余金に対し20%以上の影響を与える場合は、 当該損失額相当額を取り崩すことができる。	1億円とする。	100,000
経営基盤 強化積立金	新たな会計基準の採用、会計 基準の変更及び社会保険制度 の変更等による損失の発生に 備えるために積み立てる。	新たな会計基準の採用、会計基準の変更及び社 会保険制度の変更等により、重大な損失が生じ た場合に損失相当額を取り崩す。	5千万円とする。	38,000
合併記念事業 積立金	平成31(令和1)事業年度に 合併30周年記念事業を実施す ることを目的に必要な額を積 み立てる。	合併30周年記念事業を実施した場合や当該事業 を実施しなかった場合は全額を取り崩す。	2千万円とする。	4,000

※ 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

## 5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 1 私は、当JAの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年7月27日

加古川市南農業協同組合

代表理事組合長 岩坂 嘉邦

## 6. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和元年度	平成30年度
	（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	448,090	330,262
減価償却費	47,465	35,182
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△65,063	△1,466
賞与引当金の増減額（△は減少）	△218	△1,166
退職給付引当金の増減額（△は減少）	23,989	△10,622
その他引当金等の増減額（△は減少）	△3,534	122,273
信用事業資金運用収益	△1,303,490	△1,264,310
信用事業資金調達費用	245,211	253,127
共済貸付金利息	0	△1,449
共済借入金利息	0	1,385
受取雑利息及び受取出資配当金	△69,450	△72,487
有価証券関係損益（△は益）	15	△142
固定資産処分損益（△は益）	5,859	5
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	83,398	250,824
預金の純増（△）減	△9,993,000	△9,466,000
貯金の純増減（△）	10,589,910	7,883,636
その他信用事業資産の純増（△）減	46,224	△52,384
その他信用事業負債の純増減（△）	23,838	△29,207
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	1,300	146,119
共済借入金金の純増減（△）	△1,300	△143,539
共済資金の純増減（△）	△664,411	666,023
未経過共済付加収入の純増減（△）	2,383	2,545
その他共済事業資産の純増（△）減	1,886	219
その他共済事業負債の純増減（△）	576	23
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△2,176	5,894
棚卸資産の純増（△）減	△3,005	△1,909
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	404	△5,279
経済受託債務の純増減（△）	△288	△882
その他経済事業資産の純増（△）減	0	1
その他経済事業負債の純増減（△）	338	△519
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	△65,255	8,737
その他の負債の純増減（△）	△9,076	11,766
未払消費税等の増（△）減額	1,508	△2,334
信用事業資金運用による収入	1,255,024	1,216,870
信用事業資金調達による支出	△261,410	△301,305
共済貸付金利息による収入	29	3,079
共済借入金利息による支出	△29	△3,015
事業分量配当金の支払額	△112,205	△110,040
小 計	223,540	△530,083
雑利息及び出資配当金の受取額	69,450	72,487
法人税等の支払額	△97,417	△88,236
事業活動によるキャッシュ・フロー	195,573	△545,833
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却による収入	199,963	—
有価証券の償還による収入	599,951	999,939
固定資産の取得による支出	△18,082	△59,599
固定資産の売却による収入	△5,708	—
外部出資の売却等による収入	△973,480	△370,205

科 目	令和元年度	平成30年度
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	△197,355	570,135
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	16,405	14,820
出資の払戻しによる支出	△23,035	△17,890
持分の取得による支出	△3,960	△2,405
持分の譲渡による収入	2,405	1,755
出資配当金の支払額	△20,842	△20,967
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,027	△24,687
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△30,810	△385
5 現金及び現金同等物の期首残高	279,179	279,565
6 現金及び現金同等物の期末残高	248,369	279,179

キャッシュフロー計算書に関する注記

(1) キャッシュフロー計算書における資金の範囲

キャッシュフロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、および通知預金であります。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和元年度)	(平成30年度)
現金および預金勘定	198,169,079 千円	188,206,889 千円
別段預金及び定期性預金	△197,920,710 千円	△187,927,710 千円
現金および現金同等物	248,369 千円	279,179 千円

## 7. 部門別損益計算書

(令和元年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,178,954	1,555,000	328,373	95,512	197,682	2,384	
事業費用 ②	592,903	351,732	15,135	78,754	139,984	7,297	
事業総利益③ (①-②)	1,586,051	1,203,268	313,238	16,758	57,697	△4,912	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤)	1,244,671 (47,465)	687,055 (23,779)	324,308 (8,361)	74,474 (3,741)	120,855 (5,034)	37,976 (6,549)	
*うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦)		302,537 (21,529)	108,928 (7,751)	32,238 (2,294)	50,044 (3,561)	23,157 (1,647)	▲516,905 (▲36,783)
事業利益 ⑧ (③-④)	341,379	516,213	△11,070	△57,716	△63,157	△42,889	
事業外収益⑨	130,496	76,377	27,499	8,138	12,634	5,846	
*うち共通分 ⑩		76,377	27,499	8,138	12,634	5,846	▲130,496
事業外費用⑪	1,626	951	342	101	157	72	
*うち共通分 ⑫		951	342	101	157	72	▲1,626
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	470,249	591,639	16,086	△49,678	△50,681	△37,115	
特別損失 ⑭	22,159	12,969	4,669	1,382	2,145	992	
*うち共通分 ⑮		12,969	4,669	1,382	2,145	992	▲22,159
税引前当期利益⑯ (⑬-⑭)	448,090	578,669	11,417	△51,060	△52,826	△38,108	
営農指導事業分配賦額 ⑰		28,822	7,503	401	1,382	▲38,108	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑱ (⑯-⑰)	448,090	549,847	3,914	△51,462	△54,208		

\* ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の額としています。

\* ⑥、⑩、⑫、⑮は、各事業に配賦した共通管理費の額

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 [人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割]の平均値
- (2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	58.5	21.0	6.2	9.6	4.4	100.0
営 農 指 導 事 業	75.6	19.6	1.0	3.6		100.0

## 8. 会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。



## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益（事業収益）	1,577	1,493	1,490	1,492	1,586
信用事業収益	1,157	1,093	1,106	1,115	1,203
共済事業収益	357	359	337	343	313
農業関連事業収益	19	14	18	18	16
その他事業収益	50	31	32	20	57
営農指導事業収益	△6	△6	△4	△5	△4
経常利益	525	439	419	448	470
当期剰余金	406	341	340	269	347
出資金	530	528	527	524	518
(出資口数)	(106,018)	(105,749)	(105,559)	(104,945)	(103,619)
純資産額	7,873	8,028	8,217	8,348	8,517
総資産額	190,554	198,560	206,910	215,489	225,633
貯金等残高	180,792	188,683	196,859	204,742	215,332
貸出金残高	12,529	12,105	11,556	11,305	11,222
有価証券残高	10,418	9,828	9,499	8,494	7,643
剰余金配当金額	120	128	131	133	123
出資配当額	20	20	20	20	20
特別配当額 (事業利用分量配当額)	100	107	110	112	103
職員数	113	112	113	113	112
単体自己資本比率	14.83	14.08	13.79	13.04	12.48

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増 減
資金運用収支	1,271	1,228	43
役員取引等収支	13	12	1
その他信用事業収支	△100	△125	25
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,203 (0.566)	1,115 (0.544)	88 (0.022)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,586 (0.719)	1,492 (0.701)	94 (0.017)

(注) 1. その他信用事業収支＝その他事業収益＋その他経常収益－その他直接費用  
－その他経常費用

2. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産平均残高×100

3. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産平均残高×100

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			平成30年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	211,960	1,516	0.715	204,520	1,481	0.724
うち預金	192,801	1,299	0.674	184,223	1,250	0.679
うち有価証券	7,682	85	1.106	8,760	101	1.153
うち貸出金	11,476	131	1.142	11,536	129	1.118
資金調達勘定	209,599	245	0.117	201,827	253	0.125
うち貯金・定期積金	209,570	245	0.117	201,756	252	0.125
うち借入金	29	0	0.512	70	0	0.569
総資金利ざや	—	—	0.415	—	—	0.405

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

#### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	平成30年度増減額
受 取 利 息	34	13
うち預金	48	36
うち有価証券	△15	△12
うち貸出金	1	△11
支 払 利 息	△8	△2
うち貯金・定期積金	△7	△2
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差引	42	16

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
流動性貯金	41,566( 19.8)	38,144( 18.9)	3,421
定期性貯金	168,001( 80.1)	163,603( 81.0)	4,397
その他の貯金	18( 0.0)	23( 0.0)	△4
計	209,586(100.0)	201,771(100.0)	7,814
譲渡性貯金	— ( — )	— ( — )	—
合 計	209,586(100.0)	201,771(100.0)	7,814

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

##### ② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
定期貯金	166,992( 97.0)	160,485( 96.9)	6,507
うち固定金利定期	166,967( 99.9)	160,459( 99.9)	6,508
うち変動金利定期	24( 0.0)	25( 0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
手形貸付	0( 0.0)	0( 0.0)	0
証書貸付	10,417( 90.7)	10,312( 88.4)	104
当座貸越	367( 3.1)	392( 3.3)	△25
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	693( 6.0)	833( 7.2)	△140
合 計	11,477(100.0)	11,538(100.0)	△61

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
固定金利貸出	882( 7.8)	904( 8.0)	△21
変動金利貸出	10,339( 92.1)	10,400( 91.9)	△61
合 計	11,222(100.0)	11,305(100.0)	△83

(注) ( )内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
貯金・定期積金等	528	536	△7
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	4,607	4,924	△317
その他担保物	—	—	—
小 計	5,135	5,460	△324
農業信用基金協会保証	3,991	3,778	213
その他保証	1,536	1,367	169
小 計	5,527	5,145	382
信用	560	700	△140
合 計	11,222	11,305	△83

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
設備資金	9,800( 87.3)	9,749( 86.1)	51
運転資金	1,421( 12.6)	1,554( 13.7)	△134
合 計	11,222(100.0)	11,305(100.0)	△83

(注) ( ) 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
農業	68 ( 0.6)	65 ( 0.5)	3
林業	－ ( 0.0)	－ ( 0.0)	－
水産業	－ ( 0.0)	－ ( 0.0)	－
製造業	119 ( 1.0)	127 ( 1.1)	△8
鉱業	10 ( 0.0)	3 ( 0.0)	7
建設・不動産業	163 ( 1.4)	123 ( 1.0)	40
電気・ガス・熱供給・水道業	4 ( 0.0)	2 ( 0.0)	2
運輸・通信業	126 ( 1.2)	135 ( 1.2)	△9
金融・保険業	625 ( 5.5)	766 ( 6.7)	△141
卸売・小売・サービス業・飲食業	96 ( 0.8)	80 ( 0.6)	16
地方公共団体	－ ( 0.0)	－ ( 0.0)	－
非営利法人	－ ( 0.0)	－ ( 0.0)	－
その他	10,006 ( 89.1)	10,000 ( 88.4)	6
合 計	11,222 (100.0)	11,305 (100.0)	△83

(注) ( ) 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
農業	12	8	4
穀作	6	0	5
野菜・園芸	6	7	△1
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	—	—	—
合計	12	8	—

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
プロパー資金	12	8	4
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合計	12	8	4

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## 〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	192	315	△122
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	192	315	△122
うち担保・保証付債権額 (B)	92	149	57
担保・保証控除後債権額 (C)	102	166	△64
個別計上貸倒引当金残高 (D)	102	166	△64
差 引 額 (E) = (C) - (D)	—	—	—
一般計上貸倒引当金残高	35	36	0

## (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

## 3. 3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

## 6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

## 7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。



⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分	令和元年度	平成30年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	194	316
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小 計 (A)	194	316
保全額 (合計) (B)	194	316
担 保	91	148
保 証	0	0
引 当	102	166
保全率 (B/A)	100	100
正常債権	11,036	11,000
合 計	11,231	11,316

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当J Aは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	36	35	—	36	35	37	36	—	37	36
個別貸倒引当金	166	102	42	124	102	166	166	—	166	166
合 計	203	138	42	160	138	204	203	—	204	203

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成30年度
貸出金償却額	—	—

＜自己査定債務者区分＞

＜金融再生法債権区分＞

＜リスク管理債権＞

対象債権	信用事業総と信		信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権
	破綻先		破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権
	実質破綻先		危険債権	延滞債権
	破綻懸念先		要管理債権	3か月以上延滞債権
	要管理先		正常債権	貸出条件緩和債権
	その他要注意先			
	正常先			

- 破綻先
 

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
 

法的・形式的な経営破綻の状況にはないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
 

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
 

要管理先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

  1. 3か月以上延滞債権
  2. 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
  3. 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
 

要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
 

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
 

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
 

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に促った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権
- 要管理債権
 

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権
 

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権
- 破綻先債権
 

元本又は利息の支払が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債理を行った部分を除く。以下「未収利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権
 

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権
 

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
 

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和元年度		平成30年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	7,477	140,764	7,249	134,546
	金 額	15,612	36,575	12,564	33,424
代金取立為替	件 数	1	1	5	—
	金 額	1	2	8	—
雑 為 替	件 数	261	69	294	73
	金 額	38	11	401	13
合 計	件 数	7,814	141,752	7,548	134,619
	金 額	15,652	36,590	12,974	33,437

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
国 債	6,683	7,760	△1,077
地 方 債	999	999	0
合 計	7,682	8,760	△1,077

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和元年度								
国 債	202	3,809	788	—	—	1,832	—	6,644
地 方 債	—	—	—	—	399	599	—	999
平成30年度								
国 債	805	2,206	2,611	—	—	1,870	—	7,494
地 方 債	—	—	—	—	199	799	—	999

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,600	4,731	130	4,600	4,791	191
	地 方 債	999	1,115	116	999	1,130	131
合 計		5,599	5,846	247	5,600	5,922	322

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			平成30年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,796	2,043	247	2,596	2,894	297

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2. 共済事業

### (1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種 類		令和元年度		平成30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	1,514	72,958	1,297	75,815
	定期生命共済	68	1,212	35	1,337
	養老生命共済	270	15,036	521	16,305
	うちこども共済	247	6,661	506	6,755
	医療共済	71	2,832	65	2,986
	がん共済	—	297	—	308
	定期医療共済	—	324	—	349
	介護共済	204	1,703	263	1,565
	年金共済	—	124	—	142
建物更生共済		10,638	92,961	15,072	94,936
合 計		12,768	187,450	17,255	193,747

- (注) 1. 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）です。
2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	19	0	18
がん共済	0	6	0	5
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	1	26	1	25

(注) 「金額」欄は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	216	2,148	286	2,015
生活障害共済（一時金型）	531	1,036	520	515
生活障害共済（定期年金型）	26	70	45	44

(注) 「保有高」欄は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	673	3,477	593	2,953
年金開始後	—	1,036	—	1,100
合 計	673	4,513	593	4,054

(注) 「金額」欄は、年金年額（予定利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	15,832	13	16,573	14
自動車共済		155		150
傷害共済	5,231	2	4,843	3
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		20		21
合 計		193		189

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。  
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

### 3. 購買事業

#### (1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	25,601	4,258	28,439	4,701
農 薬	10,161	1,536	10,981	1,561
飼 料	43	6	31	4
農 業 機 械	288	25	2,865	121
燃 料	—	—	—	—
そ の 他	7,579	1,113	6,870	945
合 計	43,673	6,940	49,188	7,335

#### (2) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
食 品	22,514	4,116	24,000	4,102
衣 料 品	580	83	463	75
自 動 車	—	—	—	—
耐久消費財	47,048	4,664	47,158	4,974
日用保健雑貨	13,638	1,457	13,600	1,436
家 庭 燃 料	140	34	83	20
そ の 他	61,347	6,349	59,302	6,278
合 計	145,271	16,706	144,609	16,887



#### 4. 販売事業

##### (1) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	2,264	74	2,300	72
野 菜	34,569	3,171	35,899	3,323
合 計	36,834	3,245	38,199	3,395

##### (2) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	販売高	粗収益 (手数料)	販売高	粗収益 (手数料)
米	47,256	9,180	48,516	8,803
合計	47,256	9,180	48,516	8,803

#### 5. 保管事業

(単位：千円)

項 目		令和元年度	平成30年度
収 益	保 管 料	—	—
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	280	275
	計	280	275
費 用	倉 庫 材 料 費	—	—
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	5	6
	計	5	6

## 6. 利用事業

(単位：千円)

項 目		令和元年度	平成30年度
収 益	保 育 料	17,493	17,576
	そ の 他	7,046	7,538
	計	24,540	25,114
費 用	管 理 料	55	29,137
	そ の 他	3,680	7,186
	計	3,735	36,323

## 7. 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		令和元年度	平成30年度
収 益	手 数 料	26,886	21,928
	そ の 他	—	—
	計	26,886	21,928
費 用	雑 費	603	789
	そ の 他	—	—
	計	603	789

## 8. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和元年度	平成30年度
収 入	実費収入	119	151
	そ の 他	2,384	2,324
	計	2,503	2,476
支 出	指導支出	13,516	14,313
	そ の 他	—	—
	計	13,516	14,313

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和元年度	平成30年度	増減
総資産経常利益率	0.213	0.211	0.002
資本経常利益率	5.840	5.651	0.188
総資産当期純利益率	0.157	0.127	0.030
資本当期純利益率	4.310	3.392	0.918

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率  
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和元年度	平成30年度	増減
貯貸率	期末	5.212	5.522	△0.310
	期中平均	5.476	5.718	△0.242
貯証率	期末	3.550	4.149	△0.599
	期中平均	3.666	4.342	△0.675

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	平成30年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	8,215	8,000
うち、出資金及び資本準備金の額	1,487	1,494
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,856	6,642
うち、外部流出予定額 (△)	124	133
うち、上記以外に該当するものの額	△3	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	35	36
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	35	36
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,251	8,037
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—

項 目	令和元年度	平成30年度
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	8,251	8,037
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,013	58,604
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△844	△1,055
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	844	1,055
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	3,057	3,031
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	66,070	61,635
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.48	13.04

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和元年度			平成30年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	246	—	—	275	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,407	—	—	7,209	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,001	—	—	1,001	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	197,933	39,586	1,583	187,941	37,588	1,503
	法人等向け	115	70	2	128	79	3
	中小企業等向け及び個人向け	778	195	7	736	196	7
	抵当権付住宅ローン	2,576	885	35	2,780	957	38
	不動産取得等事業向け	726	721	28	729	725	29
	三月以上延滞等	93	124	4	96	127	5
	取立未済手形	29	5	0	52	10	0
	信用保証協会等保証付	3,999	395	15	3,781	373	14
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	1	—	—

出資等	88	88	3	85	85	3
（うち出資等の エクスポージャー）	88	88	3	85	85	3
（うち重要な出 資のエクスポー ジャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,497	21,784	871	10,492	19,515	780
（うち他の金融 機関等の対象資 本等調達手段の うち対象普通出 資等及びその他 外部TLAC関 連調達手段に該 当するもの以外 のものに係るエ クスポージャー）	—	—	—	703	1,758	70
（うち農林中央 金庫又は農業協 同組合連合会の 対象普通出資等 に係るエクスポ ージャー）	6,752	16,881	675	5,219	13,047	521
（うち特定項目 のうち調整項目 に算入されない 部分に係るエク スポージャー）	234	586	23	224	561	22
（うち総株主等 の議決権の百分 の十を超える議 決権を保有して いる他の金融機 関等に係るその 他外部TLAC 関連調達手段に 関するエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等 の議決権の百分 の十を超える議 決権を保有して いない他の金融 機関等に係るそ の他外部TLA C関連調達手段 に係る5%基準 額を上回る部分 に係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外 のエクスポー ジャー）	4,510	4,316	172	4,345	4,147	165

証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—			—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		844	33		1,055	42
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	225,493	63,013	2,520	215,312	58,604	2,344
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	225,493	63,013	2,520	215,312	58,604	2,344
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	3,057	122	3,031	121		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	66,070	2,642	61,635	2,465		



- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

- ① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

		令和元年度					平成30年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		225,595	11,252	7,409	—	195	215,479	11,332	8,211	—	263
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		225,595	11,252	7,409	—	195	215,479	11,332	8,211	—	263
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	66	66	—	—	—	78	78	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	204,715	562	—	—	—	193,916	703	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	139	51	—	—	—	140	54	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,409	—	7,409	—	—	8,211	—	8,211	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	10,576	10,572	—	—	195	10,499	10,496	—	—	263	
その他	2,688	—	—	—	—	2,633	—	—	—	—	
業種別残高計		225,595	11,252	7,409	—	195	215,479	11,332	8,211	—	263
1年以下		198,332	198	200	—	—	188,956	213	801	—	—
1年超3年以下		4,190	383	3,806	—	—	2,599	396	2,203	—	—
3年超5年以下		1,200	399	800	—	—	2,960	355	2,604	—	—
5年超7年以下		579	579	—	—	—	510	510	—	—	—
7年超10年以下		1,413	1,012	400	—	—	1,206	1,006	200	—	—
10年超		10,414	8,213	2,201	—	—	10,766	8,365	2,401	—	—
期限の定めのないもの		9,465	466	—	—	—	8,479	484	—	—	—
残存期間別残高計		225,595	11,252	7,409	—	—	215,479	11,332	8,211	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度						平成30年度					
	期首残高	期中増額	期中減額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増額	期中減額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	36	35	—	36	35		37	36	—	37	36	
個別貸倒引当金	166	102	42	124	102		166	166	—	166	166	
国内	166	102	42	124	102		166	166	—	166	166	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	166	102	42	124	102		166	166	—	166	166	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	166	102	42	124	102	—	166	166	—	166	166	—
業種別計	166	102	42	124	102	—	166	166	—	166	166	—

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度			平成30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	8,255	8,255	—	9,086	9,086
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	3,952	3,952	—	3,736	3,736
	リスク・ウエイト 20%	—	198,312	198,312	—	188,289	188,289
	リスク・ウエイト 35%	—	2,529	2,529	—	2,735	2,735
	リスク・ウエイト 50%	—	111	111	—	177	177
	リスク・ウエイト 75%	—	167	167	—	184	184
	リスク・ウエイト 100%	—	5,768	5,768	—	5,753	5,753
	リスク・ウエイト 150%	—	73	73	—	72	72
	リスク・ウエイト 200%				—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	6,424	6,424	—	5,443	5,443
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計	—	225,595	225,595	—	215,479	215,479	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			平成30年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	45	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	77	345	—	55	289	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	60	4	—	72	6	—
合 計	182	350	—	127	295	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,278	6,278	5,304	5,304
合計	6,278	6,278	5,304	5,304

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			平成30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和元年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
247	—	297	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和元年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	平成30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—



## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップやヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト	—	41	—	
2	下方パラレルシフト	—	—	7	
3	スティープ化	255	292		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	255	292		
		令和元年度		平成30年度	
8	自己資本の額	8,251		8,037	

(注)

「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、△N I Iの開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

(用語説明)

- ・ 「△E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△N I I」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	28
2	理事及び監事の氏名及び役職名	30
3	会計監査人の氏名又は名称	52
4	事務所の名称及び所在地	31
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	31
6	主要な業務の内容	18～25
7	事業の概況	5～6
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	53
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	56～65
10	リスク管理の体制	13～14
11	法令遵守の体制	15
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	11
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15～16
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32～48
15	直近2事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	58
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	61
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	72～77
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	65
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	62
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	62
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	52

